

JAF 東北地域クラブ協議会共済規定

JAF 東北地域クラブ協議会（以下 JMRC 東北という）は、JAF 東北クラブ地域協議会規約ならびに本会規約にもとづき、JMRC 東北を構成する正会員及び準会員（以下会員という）相互の福利向上のために本共済制度を設け、本規定をもって運営する。

（目的）

第 1 条 本制度の目的は次の通りとする。

1. JAF 公認競技会における会員の人身事故に関わる救済。
2. 本地域協議会の自主性の維持。

（対象）

第 2 条 JMRC 東北に加盟する団体・クラブの所属員（正会員）及びチームの所属員（準会員）又は入会している個人（準会員）とする。

（運用と適用および管理）

第 3 条 本制度の運用と本規定の適用については次に従う。

1. 本制度の運用は JMRC 東北運営委員会（以下運営委員会という）が行う。
2. 本規定の適用は、申請にもとづき JMRC 東北共済部会（以下共済部会という）の審査を経て運営委員会が行う。
3. 本制度の管理は共済部会が行う。

（適用資格の有効期間）

第 4 条 拠出金を納入時から当該年の 12 月 31 日までとする。

（財源）

第 5 条 本制度の財源は、第 2 条における対象者による共済拠出金（以下拠出金という）・補助金・寄付金およびその収入による。

（拠出金）

第 6 条 拠出金の額およびこれに関するその他の項目は、別に定める東北地域クラブ協議会共済運営細則（以下運営細則という）に定める。

（拠出金の徴収）

第 7 条 拠出金の徴収は、次によって行う。

1. 団体・クラブ・チームの所属員からの徴収は、団体・クラブ・チームが行う。
2. 個人会員からの徴収は JMRC 東北が行う。
3. 拠出金の徴収方法は、その年度に関する要項に従う。

（人身事故への給付）

第 8 条 第 1 条第 1 項に関わるもので、運営細則別表に従う。

給付は、事故発生後直ちに報告され、かつ 90 日以内に申請が行われたものに限る。

尚、この別表に記載されたもの以外の給付は行わない。

（協議会の自主性に関わる事項）

第 9 条 第 1 条第 2 項に関わるもので、第 3 条第 1 項に従う。

（給付の対象）

第 10 条 共済金の給付を受けるものは次の通りとする。

1. 第 8 条による場合は次の通りとする。
 - a 死亡の場合：予め本人が定めた受取人または法定相続人
 - b 死亡以外の場合：本人
2. 第 9 条による場合：JMRC 東北

(給付申請の方法)

第 11 条

1. 給付金の請求は、別に定める書式によって、会員より所属クラブを通じ提出される。また個人会員は直接事務局に提出される。(事故発生から 90 日以内に申請された者に限る)
2. 給付金の請求に関して、仮払いの請求が出来る。(JMRC 共同共済細則第 5 条 - 2 により)

(給付の制限)

第 12 条

年度内に共済会の資金が不足した場合には同年度内の給付は行われぬものとする。尚、翌年度に繰り越して支払うことも行わぬものとする。

(資金の流用および解散)

第 13 条

1. 流用 JMRC 東北一般会計に不足が生じた場合、流用できるものとする。流用額については運営委員会で定めることができる。
2. 解散 本会は運営委員会の議決により会を解散することができる。尚、解散時の残余金の処理に付いては JMRC 東北運営委員会の議決後、JMRC 東北総会の承認を以て決定するものとする。

(本規約の改定)

第 14 条

1. 本規定の改定は運営委員会が審議し調整を行った上、総会の承認を得て決定する。
2. 本規定の運営要項および細則は運営委員会が審議し調整を行った上、決定する。

(本規定の施行)

第 15 条 本規定は 2025 年度に発給される許可証より適用し、施行する。

1981年8月23日 施行
1996年4月27日 改定
1997年4月25日 改定
1998年3月 7日 改定
1999年3月 6日 改定
2000年3月11日 改定
2012年3月 4日 改定
2018年3月 4日 改定
2025年2月16日 改定

以上